

日本臨床的教師研修学会 学会規約（抜粋版）

作成日：2012年4月

第1章・総則

第1条（名称）

本会は、日本臨床的教師研修学会と称する。英文名は The Japanese Society for the Clinical Teacher Training と称する

第2条（事務局）

1. 本会の事務局は、セレニティ臨床教育研究所とする。
2. 本会の事務局は、総会での審議を経て、従たる事務局を置くことができる。

第3条（目的）

本会は、教師が直面する様々な教育臨床課題の克服と、教師発達支援のための研修を目的とし、会員相互の専門的資質の向上を図る。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (i) 講演会、授業研究会、国際授業研究会を行う
- (ii) 遠隔通信による授業研究を行う
- (iii) 教師発達に関わる機関との連絡や協力の促進を行う
- (iv) そのほか理事会において、本会の目的を達成するために必要な事項を行う

第2章・会員

第5条（入会条件）

本会へ入会を希望する者は、以下に定めるすべての条件を満たす必要がある。

- (i) <分かちあい>授業研究や<分かちあい>授業研修の体験者であること
- (ii) <分かちあい>学習法式を尊重する者であること
- (iii) 授業アドバイザーの推薦がある者

第6条（会員）

本会の会員は所定の手続きを済ませた次のいずれかに該当する者とする。

1. 一般会員

- ①本会が推奨する<分かちあい>に同意出来る者でなければならない。
- ②一般会員は本会の授業アドバイザーを招いて授業研修会を行うことができる。
- ③本会の代表者として他国で開催される国際大会へ参加する資格がある。つまり、会員でないものは国際大会へ派遣することはできない。

2. 本会認定授業者

授業指導力を高めたい者で、次のいずれかに該当する者とする。

- ・ [A 枠 認 定 者] ・ ・ ・ 現職教員を対象とする。本会主催の研究大会にて研究授

業を披露し、以下に定める授業アドバイザーに認められた者

- ・〔B 枠 認 定 者〕・・・現職教員を対象とする。本会会員主催の研修会にて研究授業を披露し、以下に定める授業アドバイザーに認められた者
- ・〔学生枠認定者〕・・・教職志望学生を対象とする。本会主催の研究大会にて研究授業を披露し、以下に定める授業アドバイザーに認められた者

①本会の認定にあたって、授業指導案（研究協議概要）、授業セリフ、コメント表、授

業アドバイザー審査評価用紙の提出を義務付ける。②大会運営側より事務局へ①がすべて届けられた時点で認定とする。③プライバシーには最大限に配慮し、①を本会ホームページ上に掲載し会員の共有財

産とする。

④授業認定を受ける際は、必ず授業アドバイザーや教師教育コンサルタントが参加している授業研究会へ参加しなければならない。

⑤一般会員と同様に本会の授業アドバイザーを招いて授業研修会を行うことができる。

3. 授業アドバイザー

優れた授業実践の経験を持ちかつ授業指導に対して情熱のある者を対象とする。①本会主催の授業研究大会にて3回以上の模擬授業披露を行った者の中で優れた授業

実践を持ちかつ授業指導に対して情熱がある者は授業認定者から授業アドバイザーへ昇格とする。

②授業アドバイザーは授業研究大会において模擬授業の講評を必ず行い、授業者の授業に対して毎回コメント表を記入しなければならない。すなわち、授業アドバイザー自身は常に教材研究や授業研究を重ね、優れた指導力を見つけなければならないことを意味している。

③授業アドバイザーは理事会の議決により本会推薦の派遣講師となることができ、国内や国外問わずに授業指導を行う講演会で講師を務めることができる。④理事会において授業アドバイザーの技量があるものと判断された者は、上記の条件

に問わず例外的に授業アドバイザーとなることができる。

4. 教師教育コンサルタント

優れた授業実践の経験を持ちかつ授業指導に対して情熱のある者で、さらに講演会講師を務め高い評価を受けた者を対象とする。

①本会主催の授業研究大会で授業指導を積極的に行い、自らも教材研究や教師に直面する課題を自身なりに理解している者であり、なおかつ本会主催の国際授業研究大会で模擬授業披露や講演を経験した者の中で特に優れている授業アドバイザーは教師教育コンサルタントへ昇格とする。

②教師教育コンサルタントは、授業指導だけでなく教師発達に携わる「学級経営」や「生徒指導」、「学校運営」などの観点に対していつでも指導できるようにしておく

なければならない。

- ③教師教育コンサルタントは授業アドバイザーを兼ねることができ、授業研究会では授業指導を必ず行い、コメント表の記入を行わなければならない。

第7条（会員の義務）

1. 本会が推奨する〈分かちあい〉を尊重しなければならない。
2. 本会が主催する授業研究会へ2年に1回以上出席するものとする。
ただし、会員は本会が主催する授業研究会への参加費は半額とする。
3. 他の会員を最大限に支援しなければならない。つまり、他の会員の悩みや苦しみを聞き入れ相互に相談を受ける権限を有している。ゆえに、会員は他の会員に相談を申し出る権限があることを意味している。
4. 自身の実践は会員同士で共有財産とすることができる。ただし、会員本人が拒否を申し出たときは会員の意見を認める。
5. 決められた会費を本会へ納めなければならない（2年間有効）。ただし、名誉会員は会費を必要としない。

○入会費

一般 2000 円、学生 1000 円

○学会費（2年間有効）

一般 4000 円、学生 500 円

第7条（会員の除名）

以下のいずれかに該当する者は除名処分とし、本会で取得した称号もすべて無効にする。

1. 本会や会員の名誉を著しく傷つけた場合
2. 模擬授業を2年に1回以上披露しなかった場合
3. 〈分かちあい〉の批判を行った場合
4. 入会費や会費などの諸経費を未納な場合
5. その他理事会で本会に不当な者と判断された場合

第3章・役員

第8条（役員の配置）

1. 本会には以下の役員を置く。
 - ①名誉顧問 1名
 - ②会長 1名
 - ③副会長 1名（必要に応じて2名）
 - ④理事長 1名
 - ⑤理事 若干名
2. 名誉顧問、会長は重任することはできない。
3. 1の①～⑤は理事会へ出席することができる。

第9条（役員の選任）

総会で承認を受けた者は役員になることができる。ただし、理事長は理事会で選任されるものとする。

第10条（役員の任期）

役員の任期は 2 年間とし、後継者が見つからない場合は後継者が選任されるまでの間、引き続き任務を遂行しなければならない。ただし、最大で 4 年間の継続任務とする。

第 4 章・総会

第 11 条（総会の実施）

総会では事業実施報告、会計報告、役員承認、事業実施計画などを会員と共通理解する場として 2 年に 1 度必ず行わなければならない。ただし、理事会の決議を経て必要と思われるときにはいつでも行うことができる。

第 12 条（総会への出席）

原則会員は総会へ必ず出席しなければならない。ただし、通信端末による参加も認めることにする。

第 13 条（総会への欠席）

やむを得ない事情で総会を欠席する場合は、事前に事務局まで申し出て所定の手続きを済ませなければならない。

第 5 章・理事会

第 14 条（理事の選任）

総会で承認されたものは理事となる。

第 15 条（理事長の選任）

総会で承認され理事となった者の中で、1 名理事長を選任しなければならない。選任方法は理事会の決議によるものとする。

第 16 条（理事の任期）

理事と理事長の任期は 2 年間とする。ただし、再任される場合も総会で承認を得なければならない。

第 17 条（理事会）

2 ヶ月に 1 回以上遠隔会議を行う。または理事長の判断で必要に応じて理事会を行うことができる。

第 18 条（理事の退任）

理事を退任することはできない。任期を終えるまでの間、任務を遂行しなければならない。

第 6 章・その他

第 19 条（ウェブの活用）

本会はウェブなどの情報端末を最大限に利用し、情報端末による授業研究会や会議を大いに推奨するものとする。

第 20 条（国際的な活動の目的）

東アジアを中心に各国が持つ教育の良さや抱えている諸問題を共に乗り越えることで今日の教師発達を促すことを大きな目的とする。

附 則

附則 1（設立経緯）

本会は 2011 年 3 月に上海市閔工区師質培训中心実験基地また同附属中で実施された現職教員対象の研修会を契機に、世界の教育関係者が授業研究のさらなる互恵的な研修の交流と発展を記念するものである。また、同月に発生した「東日本大震災」による未曾有の被害と諸問題あふれる学校教育現場を動機に教師が直面する様々な教育臨床課題の克服と教師発達支援のための研修を企図した「臨床的教師研修」の具体的貢献を図るために立ち上げたものである。

附則 2（〈分ちあい〉使用の意味）

本会が行う行事で〈分ちあい〉を取り入れる理由を以下に述べる。

1. 即問題解決または改善のための協力と研究を行うため
2. 現場の職員が自らの力のみで臨床的に問題を克服できる力を養うため

附則 3（セレニティ臨床教育研究所）

セレニティ臨床教育研究所（所長：小島勇）は、教育現場で直面する課題に対して臨床的な支援を図る団体である。セレニティ臨床教育研究所は本会の協力支援団体で、主に以下に定める事項の協力をお願いする。

1. 教師発達に基づく研究や研修の協力
2. 教師発達に基づく教育開発